

様式2

# 介護支援専門員意見書

入居希望者名 \_\_\_\_\_

## 1. 本人の状況

要介護度	1	2	3	4	5
------	---	---	---	---	---

※要介護1、要介護2の方は(別紙2)も提出をお願いします。

認知症高齢者の日常生活自立度	自立・Ⅰ・Ⅱa・Ⅱb Ⅲa・Ⅲb・Ⅳ・Ⅴ
----------------	----------------------

## 2. 居宅サービスの利用頻度

居宅サービス利用限度額割合	60%以上	50%以上	30%以上	30%未満
---------------	-------	-------	-------	-------

## 3. 主たる介護者・家族の状況

世帯の状況	独居世帯	高齢者のみの世帯	その他
①主たる介護者の年齢・続柄	歳(続柄)		
②介護者の障害・疾病	なし	あり( ) ・介護は困難 ・多少は介護 ・介護は可能	
③介護者の就労	なし 就労不可能	あり(職種など ) 勤務 日/週	時間/日
④介護者の育児・家族の病気	なし	あり( ) ・常時の育児看病 ・半日育児看病 ・臨時の育児看病	
⑤他の同居介護補助者	なし	(続柄 (続柄 (続柄	日/週程度 日/週程度 日/週程度
⑥別居血縁者の介護協力	なし	(続柄 (続柄 (続柄	日/週程度 日/週程度 日/週程度

※世帯状況・・・世帯区分は、住民基本台帳上の住所や世帯分離の有無ではなく、実際の状況に基づいて記入ください。

※独居の場合は「単独世帯」に○を付け、⑥のみに記入してください。

※高齢者のみの世帯の方は④の「高齢者のみの世帯」に○を付けてください。

入所の緊急度	非常に高い	高い	今後の状況により必要
〈特記事項〉			

作成年月日	担当者
作成者所属	

㊞

※すべての項目を記入してください。別紙1もありますのでご記入をお願いします。

## 【介護支援専門員意見書 作成上の留意事項】

### 1. 「認知症による行動障害」

認定調査における行動に関連する項目のうち

- ・「夜間不眠や昼夜が逆転している」
- ・「1人で外に出たがり目が離せない」
- ・「火の始末や火元の管理ができない」
- ・「異食行為がある」

に関する項目に「ある」又は「ときどきある」が1つ以上ある場合で

「非常に多い」…毎日ある場合

「やや多い」…週に1～2回以上ある場合

「少しあり」…月に1～2回程度ある場合

を目安として判断する。

### 2. 在宅サービスの利用度

サービス利用票別表に基づく支給限度基準額に対するサービス利用額の割合をいう。

(サービス利用単位数／区分支給限度基準額単位数×100)

算定の期間については概ね3か月を標準とし、平均利用割合により判断する。

算定の対象となるサービスは、次のとおりとする。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション

短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与

### 3 「②介護者の障害・疾病」

「介護は困難」…………… 介護者が障害や疾病のため要介護者の排泄、入浴、移動、着替え、食事などのADL全般の援助が困難な場合

「多少は介護」…………… 介護者が障害や疾病のため概ね2つ程度のADL援助ならばできる場合

「介護は可能」…………… 介護者に障害や疾病はあるがADL全般の援助・介護が可能な場合

を目安として判断する。

### 4. 「⑤他の同居補助者」、「別居血縁者の介護協力」

「随時あり」……………週1～3日程度

を目安として判断する。なお、一日あたりの目安は2時間程度以上又は頻回以上とする。

※ 他の医療機関や入所施設等に現在入院(所)している申込者の評価基準算定は、原則として退院(所)後に予想される状況で判断する。

※介護支援専門員意見書の記載内容が変更になった場合は、再度提出をお願いします。